#### 郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領

平成31年4月1制定 令和4年11月1日最終改正 [財務部契約検査課]

(趣旨)

- 第1条 この要領は、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成13年4月24日制定)、郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱(平成20年12月1日制定)又は郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱(平成8年3月18日制定)(以下「指名要綱」と総称する。)に基づいて入札参加資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)の組織再編等に伴う入札参加資格の承継に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 組織再編等 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく合併、会社分割及び事業譲渡、並びに個人事業主の法人化及び個人事業主間の事業承継をいう。
  - (2) 資格要件 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項及び第167条の11第2項に関し定めた競争入札参加に必要な要件
  - (3) 承継人 有資格業者から入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
  - (4) 被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる有資格業者をいう。

(対象)

- 第3条 入札参加資格を承継できる組織再編等は次に掲げる場合とする。
  - (1) 合併により有資格業者が消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格を承継する場合
  - (2) 会社分割により有資格業者が営業の全部又は一部を分割し、当該営業を吸収した他の会社又は分割により新たに設立された会社に当該営業に係る入札参加資格を承継する場合
  - (3) 事業譲渡により有資格業者が営業の全部又は一部を譲渡し、当該営業を譲り受けた者が、当該 営業に係る入札参加資格を承継する場合
  - (4) 個人事業主である有資格業者が廃業し、新たに法人を設立した場合で、次の全ての条件を満たす場合
    - ア 個人事業主であった者が法人の代表者であること
    - イ 個人事業主であった者が50%以上出資していること
    - ウ 個人事業主の営業を引き継ぎ、営業年度が継続していること
    - エ 建設工事については、建設業許可番号を引き継ぐこと
  - (5) 廃業した個人事業主である有資格業者から経営権及び財産権を承継した場合で、次の全ての条件を満たす場合
    - ア 事業を承継した者が、配偶者又は2親等以内の者であること
    - イ 営業年度が継続していること
    - ウ 建設工事については、建設業許可番号を引き継ぐこと

(承継の申出)

- 第4条 組織再編等により入札参加資格を承継しようとする承継人及び被承継人は、入札参加資格承 継申出書(第1号様式)及び別表1に掲げる書類を提出しなければならない。
- 2 財務部長は、前項に掲げる書類のほか、必要があると認めるときは、組織再編等に関する説明又は資料等の提出を求めることができる。

(承継の範囲)

第5条 承継人が承継できる入札参加資格の範囲は、当該申請において有資格業者であった被承継人 が有していた資格の範囲とする。

(承継の承認)

- 第6条 入札参加資格の承継は、原則として次の各号全てに該当する場合に限り財務部長が承認する ものとする。
  - (1) 承継しようとする入札参加資格の登録業種に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること
  - (2) 入札参加資格の承継の申出をする時点において、承継人が平成7年1月6日付け市告示第131 号第1(7項及び9項を除く)に規定する資格要件を満たしていること
- 2 第4条の申出があり、その内容が適正であると判断された場合は、財務部長は承継人に対し承継 を承認した旨を入札参加資格承継承認通知書(第2号様式)により通知するとともに、各発注機関 に対し入札参加資格承継承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(建設工事の請負契約に係る資格の格付け)

第7条 承継しようとする建設工事の請負契約に係る資格の格付けについて、原則として被承継人の 等級格付けをそのまま承継するものとする。ただし、財務部長は、被承継人の等級格付けをそのま ま認めることが不適当であると認めるときは、当該等級格付けを変更することができる。

(入札参加資格の有効期限)

- 第8条 承継人の入札参加資格の有効期限は、承継承認日から被承継人の有効期限満了日までとする。 (有資格業者名簿の変更)
- 第9条 承継承認後は、有資格業者名簿に所要の変更を行う。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# 別表第1

	提出書類				
第3条(1)合併	承継人				
	① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式				
	② 合併契約書(協定書)の写し				
	③ 株主総会議事録(合併契約書承認に係る記載のあるもの)の写し				
	④ 定款の写し				
	⑤ 許認可等の写し(許認可等が必須の登録業種の場合)				
	⑥ 履歴事項全部証明書又はその写し				
	⑦ (建設工事の場合)経営事項審査による総合評定値通知書の写し				
	(審査基準日が合併日以降のもの)				
	被承継人				
	① 入札参加資格審查事項変更届				
	② 合併契約書(協定書)の写し				
	③ 株主総会議事録(合併契約書承認に係る記載のあるもの)の写し				
第3条(2)会社分割	承継人				
	① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式				
	② 分割契約書(協定書)又は分割計画書(以下「分割契約書等」とい				
	う。)の写し				
	③ 株主総会議事録 (分割契約書等承認に係る記載のあるもの) の写し				
	④ 定款の写し				
	⑤ 許認可等の写し (許認可等が必須の登録業種の場合)				
	⑥ 履歴事項全部証明書又はその写し				
	⑦ (建設工事の場合)経営事項審査による総合評定値通知書の写し				
	(審査基準日が分割日以降のもの)				
	被承継人				
	① 入札参加資格審查事項変更届				
	② 分割契約書等の写し				
	③ 株主総会議事録 (分割契約書等承認に係る記載のあるもの) の写し				
	④ (入札参加資格の登録業種が残る場合)履歴事項全部証明書又はそ				
	の写し				
第3条(3)事業譲渡	承継人				
	① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式				
	② 事業譲渡契約書 (協定書) の写し				
	③ 定款の写し				
	④ 株主総会の議事録(営業譲渡契約書承認に係る記載のあるもの)の				
	写し				
	⑤ 許認可等の写し (許認可等が必須の登録業種の場合)				

	⑥ 履歴事項全部証明書又はその写し
	⑦ (建設工事の場合)経営事項審査による総合評定値通知書の写し
	(審査基準日が譲渡日以降のもの)
	被承継人
	① 入札参加資格審査事項変更届
	② 事業譲渡契約書(協定書)の写し
	③ 株主総会の議事録(営業譲渡契約書承認に係る記載のあるもの)の
	写し
	④ (入札参加資格の登録業種が残る場合)履歴事項全部証明書又はそ
	の写し
第3条(4)個人事業主	① 入札参加資格審査事項変更届
の法人化	② 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
	③ 法人設立届出書の写し
	④ 定款の写し
	⑤ 履歴事項全部証明書又はその写し
	⑥ 株式保有割合を証明するに足る書類(その他の書類で確認できない
	場合)
	⑦ 許認可等の写し(許認可等が必須の登録業種の場合)
	⑧ 印鑑証明書又はその写し
	⑨ (建設工事の場合)経営事項審査による総合評定値通知書の写し
	(審査基準日が法人設立日以降のもの)
	⑩ 入札参加資格審査申請に係る本市が指定する審査書類
第3条(5)個人事業主	① 入札参加資格審查事項変更届
間の事業承継	② 戸籍謄本(承継人と被承継人の関係を証明する書類)
	③ 相続人の同意書(営業権等の相続同意)
	④ 身分証明書又はその写し
	⑤ 許認可等の写し (許認可等が必須の登録業種の場合)
	⑥ 印鑑証明書又はその写し
	⑦ (建設工事の場合)経営事項審査による総合評定値通知書の写し
	(審査基準日が相続日以降のもの)
	⑧ 入札参加資格審査申請に係る本市が指定する審査書類

### 入札参加資格承継申出書

			年	月	E
郡山市長					
	承継人	所在地			
		商号又は名称			
		代表者職氏名		実印	
	被承継人	所在地			
		商号又は名称			
		代表者職氏名		実印	

下記のとおり、入札参加資格 ( 建設工事・測量等又は製造販売・物品調達・建築物等維持管理業 務委託 ) の承継をしたいので、関係書類を添付して申出します。

なお、この申出書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1	承継の理由	
2	被承継人の入札参加資格のア	內容
(1)	業者番号及び受付番号	業者番号: ( )         受付番号: ( )
(2)	登録業種	
3	上記登録業種のうち、承継	
	人が入札参加資格の承継を	
	希望する業種	
備考	<u>~</u>	

第2号様式(第4条関係)

## 入札参加資格承継承認通知書

 郡契第
 号

 年
 月

 日

承継人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様

郡山市長 印

年 月 日付けで申出のあった入札参加資格 (建設工事・測量等又は製造販売・物品調達・建築物等維持管理業務委託 )の承継については、審査の結果、下記のとおり承認したので、通知します。

記

1	有効期限	年	月日	∃から	年	月	日まで		
2	業者番号								
3	電子入札利用者登録 番号								
4	受付番号								
5	登録者	所在地 登録業者名 委任先 代表者又は受任者職氏名							
6	登録業種	業種No.	種目No.	業種				格付	総合点

<sup>※</sup>登録業種の格付及び総合点の標記は、建設工事のみとなります。

第3号様式(第4条関係)

所管課長

契約検査課長

### 入札参加資格承継承認通知書

下記のとおり、入札参加資格業者の組織再編等による入札参加資格 (建設工事・測量等又は製造販売・物品調達・建築物等維持管理業務委託)の承継を承認したので、通知します。

記

1 承継する資格	
2 被承継人	
(1) 商号又は名称	
(2) 代表者職氏名	
(3) 業者番号	
(4) 登録業種	
3 承継人	
(1) 商号又は名称	
(2) 代表者職氏名	
(3) 業者番号	
(4) 上記登録業種のうち、	
承継した業種	